

浜松市住生活基本計画事業連絡会設置要綱

(設置)

第1条 浜松市は、市民の住生活の安定確保や住生活の質向上の実現に向け、浜松市住生活基本計画（以下「本計画」という。）に基づき、庁内各課が実施する住宅に関する施策（以下「住宅施策」という。）について相互連携及び協調を図るため、浜松市住生活基本計画事業連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本計画の「具体の取組」に関すること
 - ・進捗管理
 - ・評価、検証
 - ・方向性の見直し
- (2) 住宅施策に係る連携及び調整に関すること
- (3) その他、本計画の推進のために会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 庁内連絡会は、別表1に掲げる課の所属長（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 会長は、次の各号に掲げる場合は、委員の構成を変更することができる。

- (1) 庁内組織改正による場合
- (2) その他、特に必要と認める場合

(庁内作業部会)

第4条 庁内連絡会は、住宅施策に係る連携及び調整を効率的に行うため、庁内作業部会を置く。

2 庁内作業部会は、委員が指名する担当職員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

(会長)

第5条 庁内連絡会の会長は、住宅課長をもって充てる。

- 2 会長は庁内連絡会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、住宅課長補佐がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 事務局は、都市整備部住宅課内に置く。

(会議)

第7条 庁内連絡会は、会長が委員を招集し、開催する。

- 2 庁内作業部会は、事務局が部会員を招集し、開催する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会及び庁内作業部会の運営に関し、必要

な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

NO	部局名	課名
1	危機管理監	危機管理課
2	財務部	資産税課
3	企画調整部	企画課
4		国際課
5	市民部	市民生活課
6		市民協働・地域政策課
7		ユニバーサル社会・ 男女共同参画推進課
8	健康福祉部	福祉総務課
9		障害保健福祉課
10		高齢者福祉課
11		介護保険課
12	子ども家庭部	次世代育成課
13		子育て支援課
14	環境部	環境政策課
15		環境保全課
16	産業部	産業総務課
17		エネルギー政策課
18		林業振興課
19	都市整備部	都市計画課
20		土地政策課
21		交通政策課
22		市街地整備課
23		建築行政課
24		住宅課
25	消防局	予防課